

京都市告示第 276 号

道路法第 18 条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、その供用を開始します。

その関係図面は、京都市建設局において告示の日から 2 週間一般の縦覧に供します。

平成 21 年 10 月 9 日

京都市長 門 川 大 作

道路の種類                      市 道

供用開始の期日                告示の日

路線名及び道路の区域

路 線 名	区 間	旧 新 別	延 長	敷地の幅員
小山四ノ宮線	山科区小山神無森町41番地の1地先内	旧	メートル 30.00	メートル 4.50 ~ 4.85
		新	30.00	10.59 ~ 12.10
山科小山緯3号線	山科区小山鎮守町62番地の3地先内	旧	4.50	2.73
		新	3.60	2.74 ~ 3.20
嵯峨経256号線	右京区嵯峨天龍寺若宮町17番地の1地先から	旧	164.30	11.00 ~ 59.60
	同区嵯峨天龍寺車道町18番地の47地先まで	新	164.30	10.95 ~ 59.60

(建設局土木管理部道路明示課)